

2年制女子短期大学学科の課程における飲酒行動教育に関する研究

松本 禎明^{*1}・上田 愛^{*2}・藤原 道弘^{*3}

^{*1}九州女子短期大学専攻科子ども健康学専攻 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

^{*2}諏訪之瀬島小中学校 鹿児島県鹿児島郡十島村諏訪之瀬島90 (〒891-5203)

^{*3}福岡大学 福岡市城南区七隈八丁目19-1 (〒814-0810)

(2021年5月25日受付、2021年7月12日受理)

要 旨

大学生はサークルや部活動の集まりなど、飲酒する機会が増え、未成年でも飲酒をしやすい状況にある。未成年では法令により飲酒は禁じられていることから、大学生の未成年に対しては飲酒関連教育を徹底する必要がある。特に、職業能力開発を意識して即戦力人材育成を行い、社会に輩出することを目的としている2年制短期大学の学科の課程では喫緊の課題であり、中でも女性は、妊娠前～妊娠中～授乳期の飲酒が原因で胎児並びに乳児の発育に影響を与えることや元々医薬品を含めアルコールに感受性が男性より高いため細心の注意が必要である。

そこで本研究では、2年制1女子短期大学における教育学・保育学関係分野の1学科の教育職員に対して飲酒関連教育を実施する立場としての書面調査による意識調査を行い、その教育の改善充実について検討を行うことにした。

その結果、次のことが分かった。短期大学教育職員（教育する側）は、飲酒関連教育の力量形成のための研修の必要性を認識しており、効果的な教育効果の達成のためにはその専門領域や教育の主副担当に関わらず、学内外での飲酒関連教育の研修を受けるべきであると考えられる。教育の実践は、医療・保健系の科目の中での展開が望ましいとする結果が得られたが、それには継続的かつ組織対応がなされることが重要で、専門性の垣根を越えて異なる専門性の教育職員がチームを組むなどの体制の整備が必要である。一方、受講する女子短期大学生の構成（成年/未成年）は講座の内容により適宜設定を変え、積極参加型のアクティブラーニングも導入し、実施内容と形態のバランス調整を図っていくことが重要である。学生は2年間という短い在学期間を経て、教育・保育分野へ進出するが、これらの職域は社会的に高いレベルの職責とコンプライアンス意識が求められることから、法令のみならず社会規範、自己防衛など短期集中で効果的な学習がなされるよう工夫が必要である。

1. 緒言

飲酒のもたらす社会生活への影響や事件・事故は何年経ってもなくなるならない。東京消防庁によると2019(令和元)年の東京都内の急性アルコール中毒による搬送者数は18,212人(男性11,351人、女性6,861人)であり、2015(平成27)年までの5年間のデータを遡ってみると年々増加している。年代別にみると、20代が8,802人、20代未満が649人と特に若年者が多く¹⁾、未成年者は未成年飲酒禁止法により飲酒が禁じられているにも関わらず、急性アルコール中毒による搬送が多い傾向にある。救急搬送に至らない飲酒はさらに多いことが予想されるため、憂慮される事態である。

山本らがA県内の1大学で行った調査によると、未成年大学生の約6割が飲酒をしていることが明らかになった。飲酒量では、健康日本21で1日の平均純アルコールが約60gを超えるものを多量飲酒と定義しており(厚生労働省2000)この定義を用いると、山本らの研究の未成年大学生の40.9%が多量飲酒者に当たる²⁾。

また、笠松が本州5府県の10大学の大学生を対象に行った調査によると、成年大学生の男性7割以上、女性6割以上に飲酒経験があるという結果が得られている³⁾。大学生はサークルや部活動の集まりなど飲酒する機会が増えるだけでなく、親元を離れ一人暮らしをする人もおり、未成年でも飲酒をしやすい状況にあると思われ、自分が未成年であっても先輩や友達が身近で飲酒をする場面に遭遇すると誘因になりやすい。未成年では法令(未成年飲酒禁止法)により飲酒は禁じられていることから、大学生の未成年に対しては飲

酒関連教育を徹底する必要がある。

その飲酒関連教育は社会生活を意識した単なる法令遵守の啓蒙だけではなく、健康被害（依存症、肝障害）防止も重視していくなど説得力のあるものでなければならない。その中で、女性は、妊娠前～妊娠中～授乳期の飲酒が原因で胎児性アルコール症候群（FAS）など胎児並びに乳児の発育に影響を与えることや元々医薬品を含めアルコールに感受性が男性より高いため細心の注意が必要である。特に、職業能力開発を意識して即戦力人材育成を行い、社会に輩出することを目的としている2年制短期大学の中でも教育学・保育学関係分野の学生は在学中のみならず卒業後の関連職域で公共の福祉を担う高い職業感と社会的責任を伴うことから、早期のより充実した内容の濃い教育が求められる。

そこでこれらを踏まえこの研究では、九州内中堅都市の2年制1女子短期大学における教育学・保育学関係分野の1学科の教育職員に対して飲酒関連教育を実施する立場としての意識調査を行い、その教育の改善充実について検討を行うことにした。

II. 方法

九州内中堅都市の2年制1女子短期大学における教育学・保育学関係分野の1学科の教育職員15人に対して飲酒関連教育を実施する立場としての意識調査（書面調査）を次の通り行った（表1）。回答は任意とし、得られた回答結果は可能な限り統計的に処理し、教育機関・組織や個人が特定されないように配慮を行った。

表1. 書面調査

質問1. 先生の性別を教えてください。

- ①男性 ②女性

質問2. 先生の主たるご専門領域はどれですか。

- ①文系（芸術系を含む） ②理系（医療・保健・体育）
③理系文系同等程度の複合領域 ④その他（ ）

質問3. その主たる専門領域で短期大学以上の高等教育機関で教鞭をおとりになったご経験年数（非常勤を含む）ご回答ください。通算で1年未満の端数は年単位へ切り上げてください。例）通算で1年3か月間→2年間

- ①1～5年間 ②6～10年間 ③11～20年間 ④21年間以上

質問4. 先生ご自身は学生への飲酒関連教育について関心と知識があり学生への教育を担当できる力量はあると感じていますか。

- ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

質問5. 一般論として、早期人材育成を目的とする短期大学の学生への飲酒関連教育は学部教育のそれと比較して、実施時期の前倒し、実施頻度の増加及び内容充実などの工夫をする必要性を感じますか。

- ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

質問6. 短期大学の中でも女子学生のみが通う女子短期大学では、宴席での酒への薬物混入被害事件、女性の体への健康被害など鑑みた内容を特に強化する必要性を感じますか。

- ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

質問7. 短期大学の中でも教育学・保育学関係分野の学科の学生の多くが将来、教諭又は保育士として子どもを育てるという重要な任務に従事し、これらの職域はより高いレベルの職責やコンプライアンス（ルールのみならず社会規範を含む）が求められることから、それを強く意識した飲酒関連教育内容にする必要性を感じますか。

- ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

質問8. 短期大学内において学生に対する飲酒関連教育を行う場合、そのふさわしい場面に○をつけてください。

- () 課外（短期大学内事務系部署事務職員、外来講師）で大規模な特別講座を行う

- () キャリア教育授業の中で行う
() 各教育職員がそれぞれの授業やクラス単位などで継続的に行う
() 医療・保健系の授業の中で行う
() クラス担任等で可能な限りの個人指導を行う
その他 ()

質問9. 短期大学の在学中に学年単位や全体的な飲酒関連教育を実施するとした場合、回数は何回が適当であると思いますか。

- ①1回 ②2回 ③3回 ④4回 ⑤5回以上

質問10. 短期大学の学生において、何らかの手段や方法で飲酒関連教育を実施する場合の適切な時期に○をつけてください。

- () 入学前(入学直前教育)
() 入学当初(入学後のオリエンテーション等)
() 1年次前半(学生のほとんどが未成年)
() 1年次後半(学生のほとんどが未成年)
() 2年次前半(未成年と成年が同等規模で混在)
() 2年次後半(未成年と成年が同等規模で混在)

質問11. 学生を未成年と成年に分け、それぞれに未成年飲酒禁止に関する周知徹底教育を実施した方が良いと思いますか。

- ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

質問12. 未成年と成年が混在する1、2年生合同の場を設け、未成年飲酒禁止に関する周知徹底教育を実施した方が良いと思いますか。

- ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

質問13. 飲酒のもたらす弊害だけでなく、お酒とのうまい付き合い方やいろんな意味での有益性について学べる機会を積極的に設けた方が良いと思いますか。

- ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

質問14. 短期大学の中でも女子学生のみが通う女子短期大学では、宴席での酒への薬物混入被害事件、女性の体への健康被害(妊娠、出産への影響を含む)など女性教育を意識した内容にするべきであると思いますか。

- ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

質問15. 飲酒関連教育は、一方的伝授より学生討論などむしろ考えてもらうようなアクティブラーニング的指導が効果的であると思いますか。

- ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

質問16. 短期大学において、学生への飲酒関連教育を行う場合の手法に、担任クラスなど少人数又は個人指導対応も積極的に組み入れた方が良いと思いますか。

- ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

質問17. 飲酒関連教育を短期大学入学前でも実施するとした場合、どの世代層で最も強化したほうが良いと思いますか。

- ①幼児 ②小学生 ③中学生 ④高校生

質問18. 短期大学の教育職員は、専門領域に関わらず飲酒関連教育を効果的に実施できるようにするための研修機会を積極的に設ける必要はあると思いますか。

- ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

理由 ()

質問19. 飲酒関連教育の課題や展望、研修や学生に期待する姿勢などがあればご記入ください。

()

III. 結果

書面調査の回収率（有効回答率）は80%（15人中12人）であった。なお、単回答を想定した質問に複数回答があった場合は集計に加え、無回答があった場合はその項目を設けて結果を示し集計をした。割合（%）集計の数値の端数処理は少数第一位を四捨五入し整数表示とした。ただし、端数処理の関係で割合合計が100%にならない箇所がある。

（質問1）「先生の性別を教えてください。」への回答は、①男性（5人、42%）、②女性（7人、58%）であった（図1）。

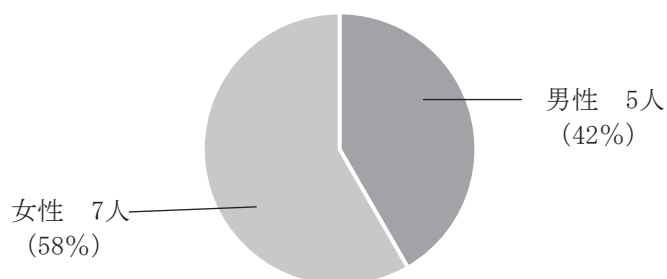


図1. 男女比について (n=12)

（質問2）「先生の主たるご専門領域はどれですか。」への回答は、①文系（芸術系を含む）（8人、67%）、②理系（医療・保健・体育）（2人、17%）、③理系文系同等程度の複合領域（1人、8%）、④その他（1人、8%）であった（図2）。④その他の回答は、保育であった。

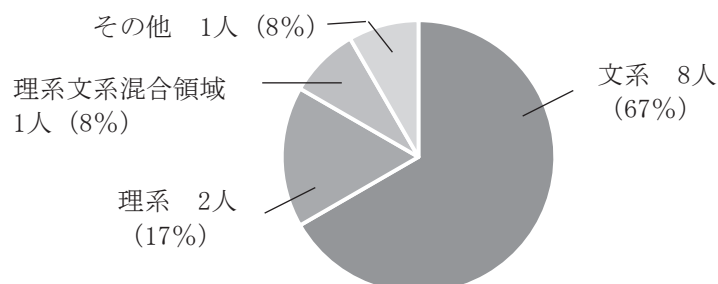


図2. 専門領域について (n=12)

（質問3）「その主たる専門領域で短期大学以上の高等教育機関で教鞭をおとりになったご経験年数（非常勤を含む）ご回答ください。通算で1年未満の端数は年単位へ切り上げてください。」への回答は、①1～5年間（8人、67%）、②6～10年間（0人、0%）、③11～20年間（2人、17%）、④21年間以上（2人、17%）であった（図3）。

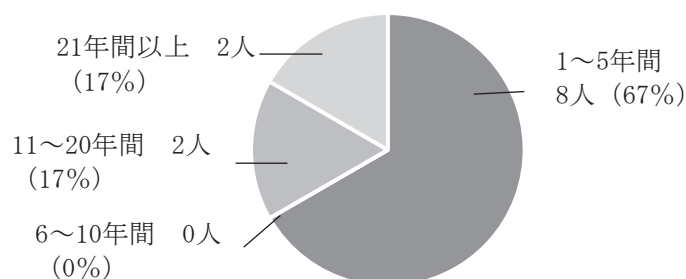


図3. 短期大学以上の高等教育機関での経験年数について (n=12)

（質問4）「先生ご自身は学生への飲酒関連教育について関心と知識があり学生への教育を担当できる力量は

あると感じていますか。」への回答は、①強くそう思う（0人、0%）、②まあまあそう思う（2人、17%）、③あまりそう思わない（9人、75%）、④全くそう思わない（1人、8%）であった（図4）。

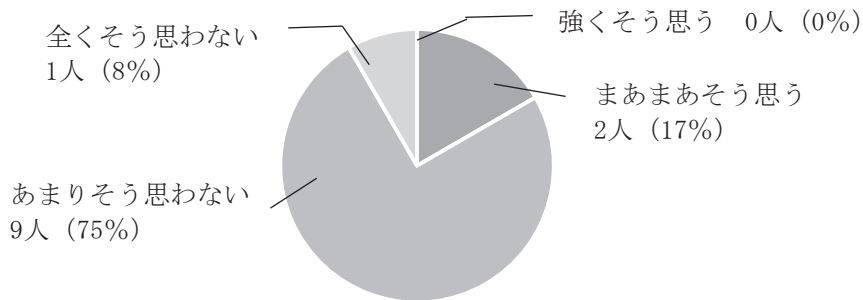


図4. 学生への飲酒関連教育について関心と知識があり学生への教育を担当できる力量があると感じるかについて (n=12)

(質問5)「一般論として、早期人材育成を目的とする短期大学の学生への飲酒関連教育は学部教育のそれと比較して、実施時期の前倒し、実施頻度の増加及び内容充実などの工夫をする必要性を感じますか。」への回答は、①強くそう思う（4人、33%）、②まあまあそう思う（6人、50%）、③あまりそう思わない（2人、17%）、④全くそう思わない（0人、0%）であった（図5）。

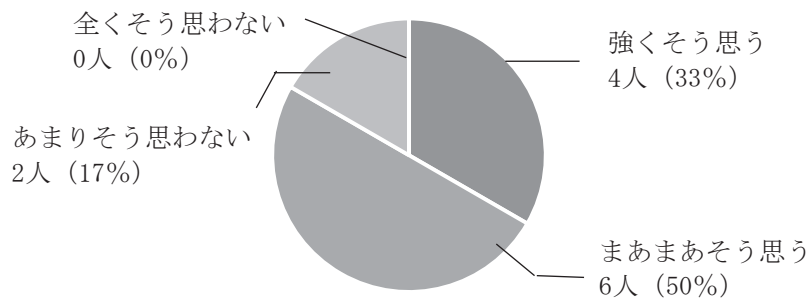


図5. 学部教育のもの比べ内容充実などの工夫が必要かについて (n=12)

(質問6)「短期大学の中でも女子学生のみが通う女子短期大学では、宴席での酒への薬物混入被害事件、女性の体への健康被害など鑑みた内容を特に強化する必要性を感じますか。」への回答は、①強くそう思う（7人、58%）、②まあまあそう思う（5人、42%）、③あまりそう思わない（0人、0%）、④全くそう思わない（0人、0%）であった（図6）。

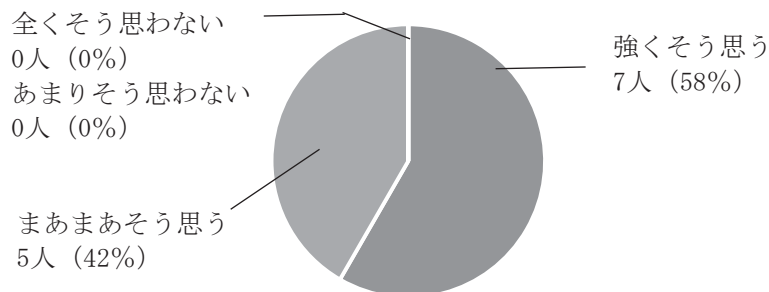


図6. 女子短期大学での酒への異物混入被害事件や女性への健康被害を鑑みた内容の強化の必要性について (n=12)

(質問7)「短期大学の中でも教育学・保育学関係分野の学科の学生の多くが将来、教諭又は保育士として子どもを育てるという重要な任務に従事し、これらの職域はより高いレベルの職責やコンプライアンス（ルールのみならず社会規範を含む）が求められることから、それを強く意識した飲酒関連教育内容にする必要性

を感じますか。」への回答は、①強くそう思う（5人、42%）、②まあまあそう思う（5人、42%）、③あまりそう思わない（1人、8%）、④全くそう思わない（0人、0%）、⑤無記入（1人、8%）であった（図7）。

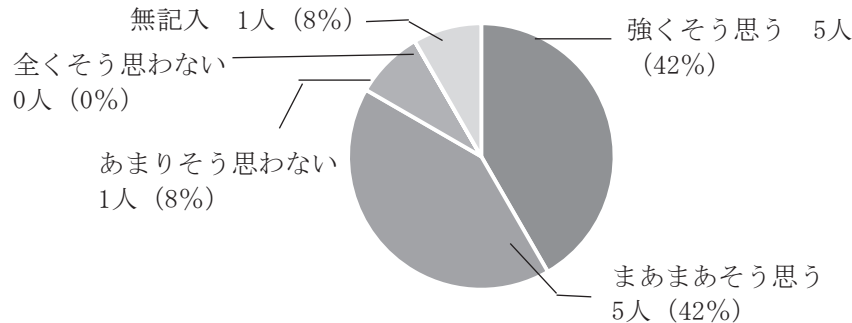


図7. 教育学・保育学関係分野の学科の学生に対し、職責やコンプライアンスを意識した内容にする必要があるかについて（n=12）

（質問8）「短期大学内において学生に対する飲酒関連教育を行う場合、そのふさわしい場面に○をつけてください。（複数回答可）」への回答は、①課外（短期大学内事務系部署事務職員、外来講師）で大規模な特別講座を行う（3人、17%）、②キャリア教育授業の中で行う（5人、28%）、③各教育職員がそれぞれの授業やクラス単位などで継続的に行う（0人、0%）、④医療・保健系の授業の中で行う（10人、56%）、⑤クラス担任等で可能な限りの個人指導を行う（0人、0%）、その他（0人、0%）であった（図8）。

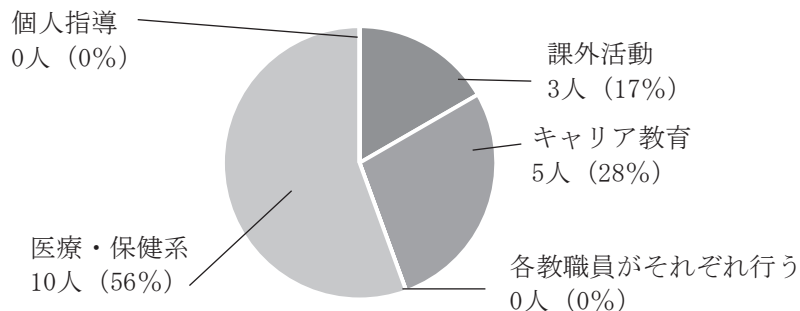


図8. 飲酒関連教育を行うふさわしい場面について（n=12）

（質問9）「短期大学の在学中に学年単位や全体的な飲酒関連教育を実施するとした場合、回数は何回が適当であると思いますか。」への回答は、①1回（2人、17%）、②2回（4人、33%）、③3回（4人、33%）、④4回（1人、8%）、⑤5回以上（1人、8%）であった（図9）。

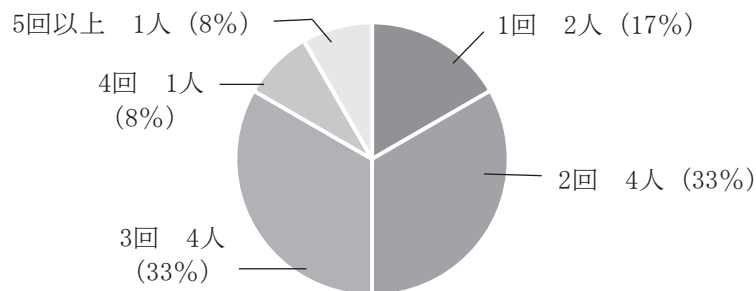


図9. 短期大学の在学中に飲酒関連教育を実施する回数について（n=12）

（質問10）「短期大学の学生において、何らかの手段や方法で飲酒関連教育を実施する場合の適切な時期に○をつけてください。（複数回答可）」への回答は、①入学前（入学直前教育）（0人、0%）、②入学当初（入

学後のオリエンテーション等) (9人、43%)、③1年次前半(学生のほとんどが未成年)(3人、14%)、④1年次後半(学生のほとんどが未成年)(3人、14%)、⑤2年次前半(未成年と成年が同等規模で混在)(4人、19%)、⑥2年次後半(未成年と成年が同等規模で混在)(2人、10%)であった(図10)。

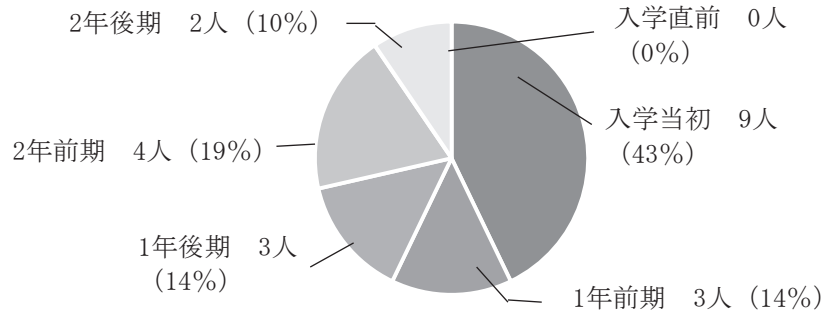


図10. 短期大学で飲酒関連教育を実施する適切な時期について (n=12)

(質問11)「学生を未成年と成年に分け、それぞれに未成年飲酒禁止に関する周知徹底教育を実施した方が良いと思いますか。」への回答は、①強くそう思う(4人、33%)、②まあまあそう思う(3人、25%)、③あまりそう思わない(3人、25%)、④全くそう思わない(2人、17%)であった(図11)。

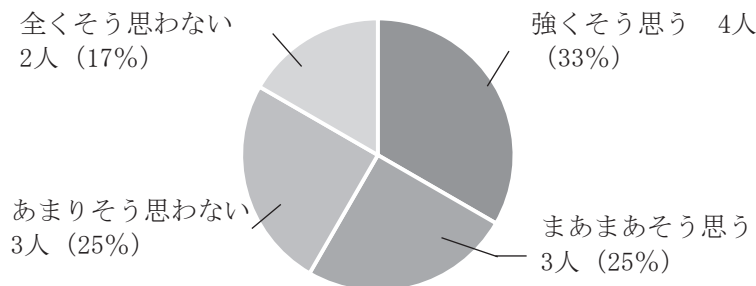


図11. 学生を未成年と成年で分けた未成年飲酒禁止教育の実施について (n=12)

(質問12)「未成年と成年が混在する1、2年生合同の場を設け、未成年飲酒禁止に関する周知徹底教育を実施した方が良いと思いますか。」への回答は、①強くそう思う(2人、17%)、②まあまあそう思う(4人、33%)、③あまりそう思わない(5人、42%)、④全くそう思わない(1人、8%)であった(図12)。

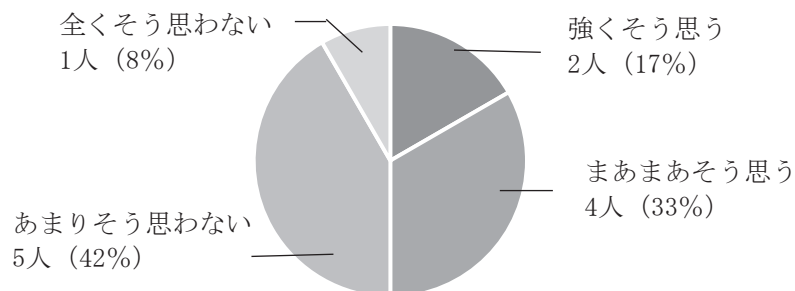


図12. 1、2年生合同での未成年飲酒禁止教育の実施について (n=12)

(質問13)「飲酒のもたらす弊害だけでなく、お酒とのうまい付き合い方やいろいろな意味での有益性について学べる機会を積極的に設けた方が良いと思いますか。」への回答は、①強くそう思う(3人、25%)、②まあまあそう思う(4人、33%)、③あまりそう思わない(4人、33%)、④全くそう思わない(1人、8%)であった(図13)。

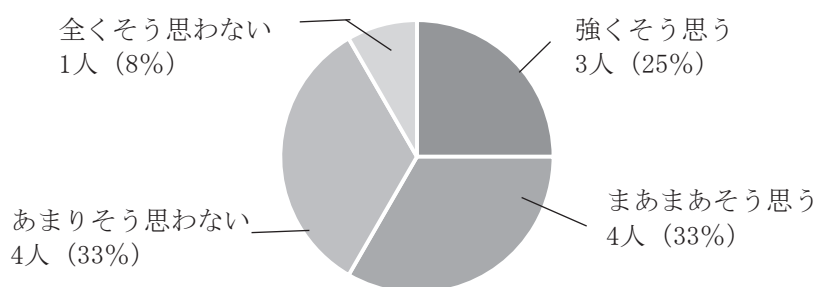


図13. お酒とのうまい付き合い方や有益性を学べる機会を設けるかについて (n=12)

(質問14)「短期大学の中でも女子学生のみが通う女子短期大学では、宴席での酒への薬物混入被害事件、女性の体への健康被害(妊娠、出産への影響を含む)など女性教育を意識した内容にするべきだと思いますか。」への回答は、①強くそう思う(6人、50%)、②まあまあそう思う(5人、42%)、③あまりそう思わない(1人、8%)、④全くそう思わない(0人、0%)であった(図14)。

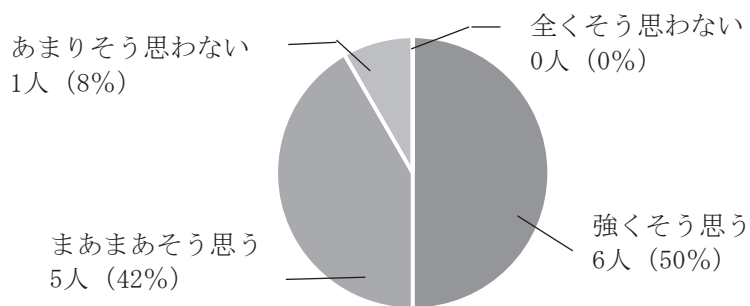


図14. 女子短期大学での飲酒関連教育は女性教育を意識すべきかについて (n=12)

(質問15)「飲酒関連教育は、一方的伝授より学生討論などむしろ考えてもらうようなアクティブラーニング的指導が効果的だと思いますか。」への回答は、①強くそう思う(5人、42%)、②まあまあそう思う(7人、58%)、③あまりそう思わない(0人、0%)、④全くそう思わない(0人、0%)であった(図15)。

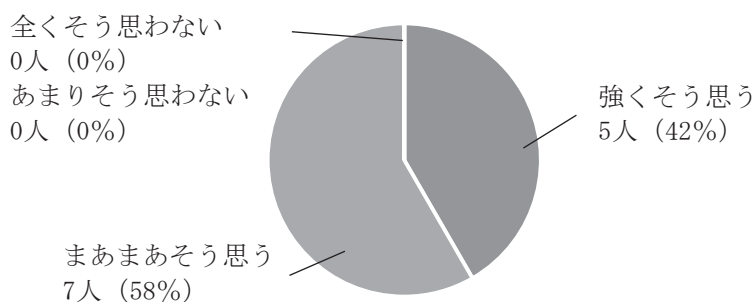


図15. 飲酒関連教育のアクティブラーニング的指導について (n=12)

(質問16)「短期大学において、学生への飲酒関連教育を行う場合の手法に、担任クラスなど少人数又は個人指導対応も積極的に組み入れた方が良いと思いますか。」への回答は、①強くそう思う(2人、17%)、②まあまあそう思う(2人、17%)、③あまりそう思わない(7人、58%)、④全くそう思わない(1人、8%)であった(図16)。

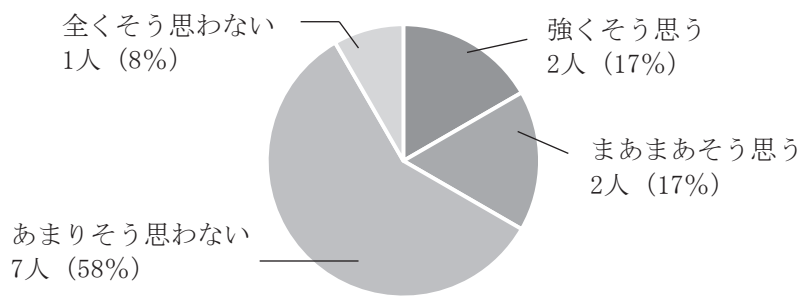


図16. 飲酒関連教育での個人指導対応について (n=12)

(質問17)「飲酒関連教育を短期大学入学前でも実施するとした場合、どの世代層で最も強化したほうが良いと思いますか。」への回答は、①幼児(0人、0%)、②小学生(0人、0%)、③中学生(4人、31%)、④高校生(9人、69%)であった(図17)。1例において、複数回答があり、それを加味して集計している。

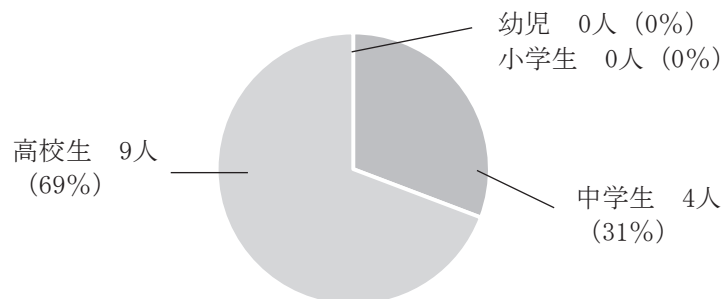


図17. 短期大学入学前の飲酒関連教育を実施すべき時期について (n=12)

(質問18)「短期大学の教育職員は、専門領域に関わらず飲酒関連教育を効果的に実施できるようにするための研修機会を積極的に設ける必要はあると思いますか。」への回答は、①強くそう思う(3人、25%)、②まあまあそう思う(5人、42%)、③あまりそう思わない(2人、17%)、④全くそう思わない(2人、17%)であった(図18)。

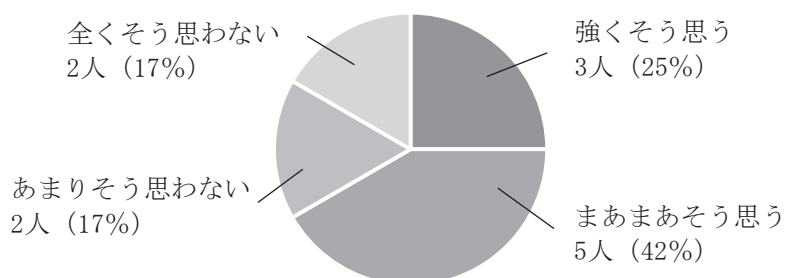


図18. 短期大学の教育職員の研修機会について (n=12)

なお、各選択肢回答の理由には次の記述があった。

①強くそう思うと回答した理由

- ・学生への教授方法を検討したいから。
- ・根拠を持って指導できるため。

②まあまあそう思うと回答した理由

- ・薬物混入被害事件、体への健康被害
- ・特に、クラス担任やゼミを受け持つ教員は学生との関わりが密になりやすいので伝える機会がより多いと思う。

・体験的に考えていることを体系的に整理する場が必要であるため。

③あまりそう思わないと回答した理由

・専門領域の教育職員や外部講師の方がより知識があり効果的であると考えため。

(質問19)「飲酒関連教育の課題や展望、研修や学生に期待する姿勢などがあればご記入ください。」への回答は次の記述があった。

・10代の飲酒の各影響を大学生にどのように伝えていくことが効果的か、また、学生の自覚を促す方法などの検討が必要。大学生の飲酒はほとんどの学生が経験していると思う中で、どんな方法が良いか悩む。理想と現実の乖離を強く感じる。

・女子学生のみが通う大学であるからこそ、男性との付き合い方、合コン等でのマナーなど、特に性教育と関連付けて指導することが大切であると思う。

・一生（人生全体）にかかわる問題であるので、是非積極的に取り組んでほしい。

IV. 考察

調査対象教育職員のプロフィールについて (図1～3)

今回の結果から、組織構成は、学科の教育領域並びに分野を反映した組織の特性から、女性、文系専門が多く、高等教育機関での職務経験5年以下の教育職員が多かった。

飲酒関連教育の指導の形態について (図5、図8～12、図15～16)

今回の結果から、短期大学の学生は4年制大学の学生と比べ早期に社会に出るため、短い期間の中で密度の濃い教育を実施する必要があることが分かった。

特に、医療・保健の授業の中での実施が想定されており、これは、一般的な社会生活や日常生活に必要なキャリア教育ではなく、酒の主成分がアルコールという化学物質でありそれが生体に影響をもたらすことを強く意識し、それに関係の深い医療・保健系の関連科目の中で教育する方が適切であると認識しているためではないかと考えられる。また、教育様式については教育負担や教育する側の力量不足の懸念はあるものの個別教育よりアクティブラーニングを取り入れた集団での教育（学生同士のディスカッションやアルコール耐性パッチテスト導入⁴⁾など）のほうが効果的で、早い段階から教育を実施しその回数は年間を通して複数回必要であると繰り返し教育の必要性を多く感じているようであった。教育時の受講学生の成年/未成年の分離、混在教育については、双方に肯定的な意見が得られたが、これらは適宜組み合わせでの教育がより良い効果を生み出すものと考えられる。

飲酒関連教育の内容について (図6、図13～14)

今回の結果から、女子短期大学での飲酒関連教育は女性を強く意識した内容にするべきであると考えられていることが分かった。これは、女性が男性とは異なる立場や状況に遭遇することがあり、生理学的にも特質があることから、このような女性を意識した教育は重要であると考えられる。中でも、酒への異物混入被害事件や女性への健康被害を鑑みた内容の強化の必要性については特に重要視されており、全員が肯定的な回答であった。上村らが女子大学生を対象に行った飲酒行動に関する研究では、飲酒による体の不調の経験が「よくある」「たまにある」と答えた学生の合計が31%⁵⁾であり、危険な飲酒をしている女子学生が一定数いることが明らかになっている。これらのことから、妊娠・授乳中の胎児・乳児の発育に影響を与えることや、アルコールへの感受性が男性より女性の方が高いことなど女性を強く意識した健康被害教育が必要であると考えられる。また、酒への異物混入被害事件や飲酒後の性犯罪被害にあうことも危惧されることから、性教育とも関連させた未然防止に向けての教育も必要であろう。

酒とのうまい付き合い方や有益性を学べる機会を設けるかについては、肯定的な回答が約6割であった。未成年の飲酒禁止は法律で定められているが、成年での飲酒は禁止されていないため、成人後の人生の中で飲酒をする機会は度々ある。その際に自分の体に合った適切な量の酒を飲むこと⁶⁾や一気飲みの危険性などの知識は必要である。酒のもたらす社会生活や健康への影響は当然無視できず危害防止のための教育は重要であるが、そうであっても成人では飲酒は禁止されていないことから、酒が飲み物として日常生活に存在し続ける意義をしっかりと考えていく必要がある。現に、女子学生への飲酒行動の意識調査では学生生活におけ

る飲酒の必要性について肯定的な意見が得られているという報告がある⁷⁾。酒は薬物ではなく飲み物とされているものの、主成分はエチルアルコールという医薬品でも使用される化学物質である。このエチルアルコールは、飲酒量が増えれば多彩な影響が確実に出現する。その影響、すなわち作用が社会、家庭及び個人にとって有益に働くようにするためには、どのような知識と節度が必要なのかを飲酒教育をする側と受講する側が真剣に再考する必要があるのではないかと。

特に、教育学・保育学関係分野の学生に対しては、職責やコンプライアンス遵守を意識した教育の必要性に対して、肯定的な意見が圧倒的であり、酒が多様な作用や影響をもたらす可能性があることから、信用失墜行為の一つである飲酒運転の防止教育も含め、自らの飲酒行動を律することができるように学生の自覚を促す教育が必要であろう。

短期大学入学前の飲酒関連教育について (図17)

今回の結果から、短期大学入学前の飲酒関連教育を実施すべき時期については、全員が中学生、高校生での教育の必要性を指摘し、とりわけ高校生が圧倒的に多かった。これは酒への知識や興味がより向上する世代、かつ自由度の高い短期大学に入学する前からの正しい知識の教育と注意喚起が短期大学に入ってから教育効果に大きく影響すると認識しているためではないかと考えられる。後藤らが大学生を対象に行った調査によると、初めて飲酒をした年齢で15～17歳が9.3%⁸⁾であり、短期大学入学前に飲酒を経験している者が多いことから、中学・高校など短期大学入学前からの継続した飲酒関連教育や高校や大学(短期大学)との連携教育が必要であると考えられる。

教育職員の飲酒関連教育への関与について (図4、図18)

教育職員自らの飲酒関連教育への教育者としての関与は、その教授の力量がないと否定的に感じている割合は8割にも達し、研修機会の必要性については、肯定的な意見が約7割で飲酒関連教育実践の力量形成の重要性が指摘された。ただ、約3割は研修機会の必要性に否定的であったことは、飲酒関連教育実施には理解と後方支援はするも教育の主担当となることを想定又は意識しない形での回答であった可能性がある。飲酒関連教育は、短い期間で卒業し教育・保育という職責の極めて高い職域に進出する学生にとっては非常に重要であり、その教育効果が確実に反映されるためには教育職員組織全体で共通理解と教授できる力量形成への改善充実への取り組みは喫緊の課題である。教育職員の研修の機会としては、飲酒関連教育を実施している科目などに専門外の教育職員が参加しやすいシステムを作り、学生と共に学ぶという雰囲気作りも大切である。

最後に、2020(令和2)年当初から続くコロナ禍において、アルコールに絡んだ事象が毎日のように登場するようになった。勿論そのアルコールの種類は酒の主要成分であるエタノールのことであるが、今回の新型コロナウイルスの感染拡大に会食での飲酒行動の気分高揚、聴覚低下による作用が結果的に発声拡大傾向により飛沫を拡散させることに寄与してしまう⁹⁾ということが広く言われ、繰り返しの非常事態宣言やまん延防止等重点措置により飲食店の酒の提供に制限まで加えられるようになった。感染力のより強い変異株の次々の出現¹⁰⁾も起こっていることから、これからは飲酒行動と感染症問題との関連性もより一層教授していく必要があると考えられる。

V. 総括及び結論

この研究では、2年制女子短期大学の学科の課程(教育学・保育学関係分野)における飲酒関連教育実施について、教育職員へ書面による意識調査を行った。

その結果次のようなことが明らかになった。

1. 短期大学教育職員(教育する側)は、その専門に関わらず学内外での飲酒関連教育の研修を受けるべきであると考えられる。実際に学生への教育の主担当にならず補助的な関与に留まる立場でも、急性アルコール中毒での大学生の死亡事故事例や未成年を含む若年期の飲酒行動が及ぼす健康被害を鑑み、より専門的な飲酒関連の知識を身に付けておくことは喫緊の学生と教育職員の共通の課題である。また、一人の教育職員に係る教育負担を減らすためにも、飲酒関連教育は数人の教育職員で連携して行い、医療・保健、

キャリア教育系の科目など様々な視点からの飲酒関連教育が行えるように体制の整備が求められる。

2. 受講する女子短期大学生の構成（成年/未成年）は、授業の形態や内容に応じて2学年合同（成年/未成年が混在）とするか、成年と未成年に分けるかを使い分け及び学生自身に考えてもらう目的でアクティブラーニングを導入するなどよりよい教育効果が得られるよう工夫する必要がある。飲酒に係る健康被害教育など、2学年合同での繰り返し教育が効果的な場面がある一方で、合同での大規模サイズ授業となると人数の関係でアクティブラーニング的指導がしづらいということもあるため、内容と形態のバランス調整を慎重に進めていく必要がある。
3. 学生の学習の機会は、飲酒による健康被害教育の専門性を高める観点から、医療・保健系の授業の中での実施を望む回答が多かったが、そうであってもその専門領域の教育職員へ丸投げするのではなく、そこへ専門外の教育職員も積極参加し専門外の立場から助言を行い、常に社会情勢の変化を意識した効果的な教育を実施することが重要である。
4. 短期大学学科の2年間という短い期間の過程で教育・保育分野へ進出する学生は、飲酒に関し、特に社会的に高いレベルでの職責への影響とコンプライアンス意識が求められることから、法令のみならず社会規範、自己防衛など短期集中で効果的な学習がなされるよう学習機会の工夫が必要である。

VI. 謝辞

本研究を進めるにあたり、ご協力頂いた当該女子短期大学教育職員関係各位に深謝する。

VII. 参考文献

1. 東京消防庁、安全安心情報、救急アドバイス、他人事ではない「急性アルコール中毒」、東京消防庁東京都医師会東京都福祉保健局、(2019)
2. 山本航平、佐伯和子、平野美千代、未成年大学生の飲酒と友人関係・性格特性との関連、日本公衆衛生看護学会誌、5 (1)、(2016) pp.29～36
3. 笠巻純一、大学生の飲酒行動に影響を与える要因の検討：大学生1,211人に対する質問紙調査の結果から、学校保健研究、54、(2012) pp.330～339
4. 加藤春子、学生の飲酒に関する意識：アルコールパッチテストの実施を試みて、人間福祉研究、7、(2004) pp.145～153
5. 上村義季、小嶋雅代、永谷照男、今枝奈保美、鈴木貞夫、女子大学生の飲酒行動と意識に関する調査、日本公衛誌、59 (1)、(2012) pp.31～38
6. 北田豊治、大学生における飲酒行動と態度に関する研究、愛知学院大学、教養部紀要、59 (1)、(2011) pp.81～90
7. 大森正英、山澤和子、棚橋亜矢子、内田美佐子、高山祐樹、女子大学生の飲酒行動に関する研究、東海学院大学紀要、6、(2012) pp.129～136
8. 後藤知己、飯尾香奈子、竹之内愛海、大学生における飲酒に関する調査と保健科教育への応用、熊本大学教育学部紀要、66、(2007) pp.215～222
9. 新型コロナウイルス感染症対策分科会、分科会から政府への提言、感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」、内閣官房、(2020) pp.1～5
10. 厚生労働省医薬生活衛生局検疫業務管理室・健康局結核感染症課、新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）、(2021)

Drinking behavior education in a 2 year department course at the beginning of the women's junior college

Yoshiaki MATSUMOTO^{*1}, Mana UEDA^{*2}, Michihiro FUJIWARA^{*3}

^{*1}Advanced course of child care and education, Kyushu Women's Junior College

1-1, Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu-shi 807-8586, Japan

^{*2}Suwanose-jima Elementary & Junior-High School

90, Suwanose-jima, jitto-son, Kagoshima-gun, Kagoshima 891-5203, Japan

^{*3}Fukuoka University

19-1 Nanakuma8-chome, Jonanku, Fukuoka-shi 814-0180, Japan

Abstract

The chance to drink increases and is the situation that even a minor tends to drink by a club of a junior college. So we decided to do an attitude survey by a document investigation as the viewpoint where drinking related education is put into effect to educational personnel of pedagogy in 2 year system women's junior college and a subject of the nurture science related field and consider the educational improvement substantiality by this research.

As a result, junior college educational personnel recognize necessity of training for ability formation of drinking related education, and can think drinking related education at outside on campus should be studied in spite of the specialized area and an educational center assistant staff for achievement of the effective education.

Medical treatment and the result by which we assume that development in the subject of preservation of health a system was desirable could get educational practice, but it's important organization correspondence is continual and to be formed into that, and it's necessary that educational personnel of specialty different beyond a fence of specialty make a team.

On the other hand, it's important for the students who attends a lecture also to introduce active learning of a positive participatory type and be planning for a balance adjustment of the implementation contents and the form.

Students goes into education and the nurture field after a short student period as 2 years, but because a duty and compliance consciousness of the high level are desired socially, these scope of duty needs a device so that a prescriptive social norm and a self-protection as well as a decree may be learned effectively by short-term concentration.

Key words : drinking behavior, education, women's junior college